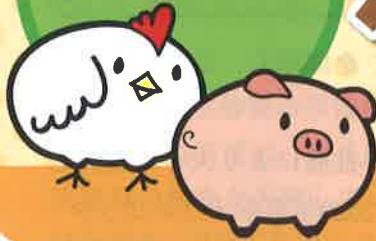


vol.29

令和2年3月10日発行



食検だより



発行者／徳島県食肉衛生検査所(徳島市不動本町2丁目140-3)
TEL.088-633-8277 FAX.088-633-8275

「CSF(豚熱)清浄国」復帰に向けた取り組みを！

*CSFの現状

平成30年9月、岐阜県でのCSF発生以降、国はウイルス媒介の原因である野生イノシシに対して、捕獲の強化やワクチン入りの餌を散布するなど、様々な防疫対策を講じてきました。そのような状況の中、令和元年9月、山梨県のと畜場に搬入された豚が本疾病に罹患していることが判明し、山梨県内の市場及び豚肉の流通が一時的に停止となる事例が発生しました。大養豚地帯である北関東圏への感染拡大を受け、「CSFに関する特定家畜伝染病防疫指針」が昨年10月15日に一部改正され、感染地域を含む接種奨励地域の肥育豚に限定したワクチン接種が開始されました。

このようなCSF感染拡大により、我が国は、国際獣疫事務局（OIE）の規約に定める「清浄国」から除外されることになりました。「清浄国」への復帰には、CSFワクチンの使用を完全に中止した後、1年間、新たな発生のないことが条件となり、豚肉の生産に係る皆様の連携した防疫対策が必要不可欠となります。

*と畜場における防疫対策とは？

昨年に改正された「CSFに関する特定家畜伝染病防疫指針」では、「と畜場における交差汚染防止対策の実施」が新たに規定されました。

と畜場が、本疾病的感染拡大・まん延を助長することのないよう、1.車両消毒設備の整備、2.生体受け入れ施設の区分、3.定期的な清掃・消毒の実施、4.車両の出入り時の消毒の徹底、といった項目について衛生管理マニュアルを策定し、適切な運用が求められます。

*机上訓練を実施しました！

昨年11月、徳島県内と畜場においてCSFが発生した場合を想定し、県内関係部局の職員が集まり、机上訓練が実施されました。

訓練では、本疾病的感染拡大防止や食肉の安全性確保のため、有事の際に迅速かつ的確な対応が取れるよう、CSF危機管理体制を検討し、異常豚の発見からと畜場再開までを要点とした初動対応訓練、関連機関への連絡体制の確認が行われました。



▲机上訓練実施風景
(食肉衛生検査所内)

*風評被害を避けるために！

ワクチン接種された食肉（食品）でも安全に喫食できます。
現在使用されているワクチンは、国によって有効性と安全性が確認されています。本疾病に限らず、家畜（豚、牛、鶏など）は感染症予防を目的とし、複数のワクチンが接種されています。私たちが、CSFワクチンを接種された豚の、肉や加工食品を口にしても、健康を害する心配はありません。



「食品衛生法等の一部を改正する法律」の施行に伴う政省令が公布されました。

徳島県では、平成27年4月から「徳島県衛生管理認証（徳島県HACCP）」を開始し、これまでにと畜場（牛・豚）や大規模食鳥処理場などの食品事業者が認証を取得しています。

一方で、国内の「食」を取り巻く環境は、ニーズの変化やグローバル化の進展により大きく変化しております。食品による健康被害への対応が喫緊の課題となっています。また、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催や食品の輸出促進を見据え、国際標準と整合的な食品衛生管理が求められています。これらのことから、国は食品衛生法等の一部を改正し、今秋、この改正法に関する政省令が公布され、施行期日をはじめとする詳細が明らかになりました。

今回の改正は「広域に及ぶ食中毒への対策強化」などいくつかの柱からなっており、その中には「HACCPに沿った衛生管理の制度化」も含まれています。これにより、今後、全食品事業者はHACCPに沿った衛生管理を行うことを義務づけられます。

また、と畜場や食鳥処理場では、作成した衛生管理計画と手順書が科学的に妥当なものであるか、外部機関による検証を受けて、その結果に基づいた見直しを行うことが求められます。

改正食品衛生法は令和2年6月1日に施行され、1年間の猶予期間の後、令和3年6月1日よりHACCPに沿った衛生管理が義務化されます。



動物用医薬品等の使用基準を守り、正しく使用しましょう！

牛、豚、鶏等の家畜に対して、動物用医薬品や飼料添加物（動物用医薬品等）を不適切に使用すると、食肉に残留して人の健康を損なったり、薬剤耐性菌（抗菌剤が効かない菌）が発生するおそれがあります。

当所では食肉への動物用医薬品等が適切に使用されているか確認するため、計画的に動物用医薬品等モニタリング検査を実施しています。食肉には、「食品衛生法」により動物用医薬品等の残留基準値が設定されており、基準値を超える残留が認められた場合には、回収や廃棄の対象となります。

また、動物用医薬品等の使用は、対象動物・用法・用量・使用禁止期間が「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（通称：薬機法）等で定められており、これらを守って使用しなければなりません。

出荷時には牛は概ね直近3ヶ月、牛以外の家畜は直近2ヶ月の病歴及び動物用医薬品等の使用状況が確認できる書類の添付を徹底していただくようお願いします。

なお、令和元年12月27日には、テトラサイクリン系抗生物質※の飼料添加物としての使用が禁止されたので、誤って使用することのないようご注意下さい。

※アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン及びクロルテトラサイクリン



用法・用量・休薬期間
をきっちり守ろう！

調査研究

●『イムノクロマト法を用いた食肉中残留抗生物質の迅速検出について』

抗生物質は、牛・豚・鶏などの家畜を飼養する際に疾病の予防・治療等に不可欠である。その一方で、食肉への抗生物質の残留が、食品衛生上の問題となっている。

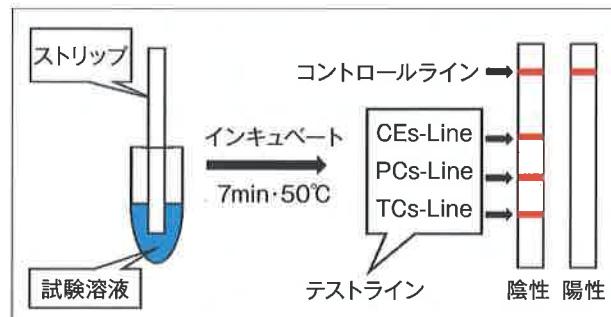
現在、当所では、微生物及びHPLCを用いた試験により、年間約380検体の食肉、食鳥肉等の残留抗生物質の検査を実施している。微生物を用いた試験では、操作が比較的簡単であるが、判定までに1日かかり、HPLCを用いた試験では、約5時間で判定が可能であるが、前処理が複雑であるという問題がある。

そこで今回、鶏・豚及び牛の筋肉と腎臓に対して、イムノクロマト法抗生物質検出キット『AuroFlow PR 1 ME BT コンボ』を使用することで、操作が『簡単』で『迅速』かつ『高感度』な食肉・食鳥肉中の抗生物質スクリーニング検査法について検討した。

その結果、ペニシリン系、セフェム系、テトラサイクリン系抗生物質が34項目中32項目で残留基準値以下の濃度を検出することが可能であった。また、実際の抗生物質陽性検体を用いた試験においても、陽性が確認できたことから、食肉の迅速かつ高感度なスクリーニング法として有用であると考えられた。また、本試験法を用いた場合、これまでに数時間から1日かかっていた試験が、約30分で判別できることから、市場に流通する前に対応を執ることが可能となり、食肉の安全・安心に大きく貢献できると考えられた。

今後について、本試験法を当所のみならず、各食鳥処理場にも提案するなどして、食の安全・安心の推進に努めていきたいと考える。

令和元年度四国4県食品衛生監視員研修会・令和元年度全国食品衛生監視員研修会



▲キットの使用方法

●『豚の投薬治療による薬剤耐性菌出現が疑われた一例』

抗生物質はヒトの医療や畜水産業、小動物医療など様々な分野で使用されている一方、薬剤耐性菌の増加が問題視されている。また、それらは食品や環境、衛生昆虫等を介して伝播・拡散することが示唆されており、そのような事態を避けるため、厚生労働省で立ち上げられた「薬剤耐性ワンヘルス動向調査検討会」において抗生物質の適正使用の必要性が訴えられている。

このような状況下、と畜検査にて、マルボフロキサシン(MRFX)を不適切に使用していた農家からMRFXに耐性傾向のある菌が検出された。検出された菌はヒトにも感染する可能性があり、その際使用されるヒトの治療薬であるクリンダマイシンを含めた他8薬剤に対しても耐性を認めた。つまり、薬剤の不適切使用によりヒト医療と農場の両方で耐性菌を生み出している可能性が示された。

当所では肉や内臓から抗生物質が検出された場合、家畜衛生検査所に農家への調査依頼や、残留抗生物質モニタリング検査、臨床獣医師や医師との情報共有などを図り、ワンヘルス・アプローチに取り組んでいる。



▲薬剤感受性試験

●『残留抗菌性物質簡易検査法における検出下限値の検討』

畜産食品中の残留抗菌性物質の分析法は微生物学的試験法と理化学的試験法に大別される。微生物学的試験法は簡便で、多数の抗菌性物質を検出できるため、平成6年に厚生労働省から通知された「畜水産食品中の残留抗生物質簡易検査法（改訂）」（以下簡易検査法）および「畜水産食品中の残留抗生物質の分別推定法（改訂）」（以下分別推定法）は残留抗菌性物質のスクリーニング検査として多くの食肉衛生検査所で使用されている。

しかし、その検出感度については疑問視されており、昨年度、徳島県において、簡易検査法で陰性であった豚の筋肉と腎臓を用いてLC/MS/MSにて検査を行ったところ、それぞれ基準値の5倍および8倍のマルボフロキサシンが検出された事例があった。そこで今回、簡易検査法および分別推定法に記載されている3種類を試験菌として使用し、30種類の抗菌性物質の検出下限値を測定することで、これら試験法の検出感度を検討した。

その結果、簡易検査法で良好な検出感度が得られたのはテトラサイクリン系のみであった。このことから、簡易検査法では多くの抗菌性物質で必要とされる検出感度が満たされていないと推察される。一方、分別推定法は多くの抗菌性物質で良好な感度が得られた。分別推定法は簡易検査法とは逆に濃縮法であることが、検出感度が高い要因のひとつと思われる。簡易検査法でも濃縮の工程を入れることで、分別推定法で測定できない抗菌性物質についても簡易検査法により検出することができる期待される。ただし、サルファ剤に関してはLC/MS等、理化学的手法に頼らざるを得ないことが示唆された。

第30回全国食肉衛生検査所協議会中国・四国ブロック会議及び技術研修会

○「と畜場において豚の椎骨に黄変が認められた一例」 令和元年度四国4県食品衛生監視員研修会

○「 β アゴニストに対するスクリーニング検査実施の試み」

第30回全国食肉衛生検査所協議会中国・四国ブロック会議及び技術研修会

○「豚の左大腿部腫瘍」

第76回全国食肉衛生検査所協議会病理部会



発行者 徳島県徳島市不動本町2丁目140-3
徳島県食肉衛生検査所

TEL : 088-633-8277 / FAX : 088-633-8275

HP : <https://www.pref.tokushima.lg.jp/kenseijoho/soshiki/kikikanribu/syokunikueiseikensasyo/>

E-Mail : syokunikueiseikensasyo@pref.tokushima.jp